

鎌倉市告示第79号

指定公金事務取扱者の指定について（粗大ごみ処理手数料収納等事務委託）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2に規定する指定公金事務取扱者について、次の者を指定公金事務取扱者に指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示します。

令和7年(2025年)6月13日

鎌倉市長 松尾



- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所
 - (1) 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
 - (2) 東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ファミリーマート
 - (3) 東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン
 - (4) 鎌倉市手広二丁目26番17号
ミニストップ鎌倉手広店
 - (5) 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市役所職員厚生会
- 2 指定公金事務の対象とする歳入科目
一般廃棄物処理等手数料
- 3 期間
令和7年(2025年)4月1日から
令和8年(2026年)3月31日まで